慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	北村季吟『古今拾穂抄』について：教端抄の成立
Sub Title	Study of Kitamura Kigin's Kokin-shusuisho
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2006
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.41 (2006.) ,p.85- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20060000-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

北村季吟『古今拾穂抄』について

――教端抄の成立――

川上新一郎

はじめに

平成十七年の東京古典会古典籍展観大入札会に「古今拾穂抄」と題する写本が出陳された（目録223番）。一覧したところ北村季吟の『古今集教端抄』の一伝本であることがわかった。奥書に元禄十二年の年記があることから、既に影印本が出ている国文学研究資料館初雁文庫本と同一系統本かと思えたが、従来未知の奥書もあり、写本も好ましく感じられたので入札したところ幸いにも家蔵するを得た。

調査したところ、従来存在が知られている初雁文庫本、日本大学図書館本いずれとも異なる本文を有する他、新出の奥書から教端抄の成立についても新たな知見が得られることが判明した。そこで本稿において家蔵本の紹介を試みることとした。

一

まず、書誌を記す。

古今拾穂抄　外題　八冊

〔江戸中期〕写

袋綴。浅縹色地八つ藤丸文様繍裂表紙（三〇・〇×二一・五糎）、左肩金泥雲形切箔砂子散題簽「古今拾穂抄　一（―八大尾）」。見返し、銀切箔散。料紙、薄手斐楮交漉紙。墨付、第一

冊より順に、九一丁、八三丁、一〇〇丁、九四丁、一一三丁、五二丁、七六丁、八八丁。遊紙、第一冊、前一丁、後二丁、仮名序注の次二丁、他冊、前後各一丁。字面高さ、約二二・五糎、注約二字下げ、時に更に一字下げする。まま頭注あり。毎半葉十二行書。内題なし。朱声点を付す。また、第四冊の仲麿年譜の界線を朱で引く。奥書は複雑であるので、後述する。印記なし。

本書は全巻一筆で、一見季吟の筆跡に類似しているが、自筆ではない。しかし、丁寧な書写態度で装丁も立派なことから、単なる転写本というより、季吟自筆本によった副本的な写本かと思われる。

分冊は以下の通りである。

第一冊、仮名序、真名序
第二冊、巻一、二
第三冊、巻三―五
第四冊、巻六―十
第五冊、巻十一―十四
第六冊、巻十五、十六
第七冊、巻十七、十八
第八冊、巻十九、二十

奥書は処々にあり、左記のようである。

第一冊仮名序末
元禄十四辛巳年七月二十一日秋雨梧桐葉落時握筆於再昌院下

第一冊真名序末
元禄十四辛巳年七月廿九日終功早、今日以種玉菴宗祇二百年／遠忌修行一会於再昌院下、花草節日也　法印季吟七十八歳

第二冊巻二末
元禄六年四月二日書早　湖春
元禄十年九月五日重染筆霜月十五日終此巻　季吟

第四冊巻十末
元禄十一年二月十四日清書之早　季吟

第六冊巻十六末
従卯月八日至廿八日清書之

第七冊巻十八末
此一巻元禄十一年六之四清書之

第八冊巻二十末

右古今和歌集拾穂抄者故湖春従二第一巻一至三第八巻貫之音／羽山之歌次兼茂歌之言書一註解、為二今其志相達一今年／閏二月十五日染レ筆而七月七日終レ功、以宛二乞巧之尊祭一／尓云

元禄十年丑七月七日　　向南邑法眼季吟書

同年九月五日重而採レ筆戊寅七月七日巳上剋終二全部七冊／之功一、以再為二（ママ）牛女之手向一者也」

元禄十二年十二月二十八日此抄の題号を教端抄と改めて／同廿九日すなはち全部九巻序抄真名仮名ともに此内に有五丸様／御前にたてまつる、其本鳥子らふぢの四半、紺地の桜の／金入の表帋、袖裏絵絹に泥絵すなごなどあり、たじま桐／の箱に銀のしとゞめ紫のひも也、　御感の御けしき浅／からでしろき色紙に

筆の海ちひろにふかくみゆるかないにしへいまをかき伝つゝ

御返し奉る

水ぐきの浅きにふかきめぐみこそ古いまにたぐひなからめ

同十二月十八日加階　再昌院法印季吟七十六歳

（返点、読点、濁点を私に付す）

さて、この奥書には従来知られていない事実がいくつか含まれている。初雁文庫本、日本大学図書館本（以下日大本とする、日大本については初雁文庫本影印に付された片桐洋一氏の解説及び野村貴次氏著書の引用による）[1]の奥書と比較の要があるが、今本書に沿って読解する（なお補記参照）。

まず、巻二十末の奥書を見ると、『教端抄』は最初『古今和歌集拾穂抄』（本書外題では『古今拾穂抄』）と題されていたことが判明する。そして、本来季吟の子湖春が執筆を進めていたのであるが、元禄十年（一六九七）正月十五日、五十歳の若さで没したため、その後を季吟が引継いで完成させたものであることがわかる。しかも、湖春の註解は巻一巻頭から巻八、385藤原兼茂歌「もろともになきてとゞめよきり〴〵す秋の別れはおしくやはあらぬ」の言書（詞書）までなされていたとのことである。ただ、これは湖春が単独で古今集の註解を進めていたというのではなく、季吟から受けた講義を基に指導を受けながら清書していたと解するのが正しいであろう。

この事に関して、本書には講釈の第何日目及びその日の註解歌数が記されており、それを以て季吟の講釈の証と見得るかのごとくであるが、それは正しくない。例えば、巻一、50「山たかみ人もすさめぬさくらばないたくなわびそ我みはやさん」の注の終りに、「右第二日講釈三十首」とあるのは、一見季吟の講釈日付のようであるが、その前の20「あづさ弓をしてはるさめけふふりぬあすさへふらば若菜つみてん」の注の後に「以上初日講釈二十首（ショニチノカウシヤウ）（ママ）　一華抄」とあるのに注目すれば、この講釈日付は季吟のものではなく、季吟が参考にした一華堂切臨の『一華抄』の講釈日付の引用であることは明らかである。[2]

湖春の註解の進行状況であるが、本書では巻二末の奥書により巻二が元禄六年四月二日に終了したとしか判らないが、日大本には、巻一末に「元禄六年正月廿二日始述作之、三月六日書早　湖春」とあり、さらに巻二末に本書と同じ湖春の奥書があるので、同年正月廿二日に取りかかったことが判る。その後巻八中途にまで至ったのがいつなのかは不明である。

とにかく、元禄十年正月に湖春が完成することなく没すると、季吟はすぐさま閏二月十五日から稿を書きついで、七月七日に早くも完成させている。湖春に先立たれた季吟にとって、孫湖元がまだ若年であるので、何としても自らが生きている内に完成させなければならなかったのであろう。

一旦終筆するまもなく同年九月には清書に取りかかり、翌戊寅年（元禄十一年）七月七日までに完成させている。この間の経緯が巻二、巻十、巻十六、巻十八、巻二十末の奥書に示されている。

さて、その後、翌元禄十二年十二月十八日、季吟は法印に叙せられ、再昌院の号を受けるが、巻二十末奥書によれば、それを機に題号を『古今和歌集拾穂抄』から『（古今和歌集）教端抄』に改めている。[3] おそらく題号を改めただけではなく、新たに一部清書本を作成したのであろう。その事はその次の記述で判明する。

つまり、季吟は同二十九日に『教端抄』全部を「五丸様」に献上したのである。

なお、本書両序末の奥書には、元禄十四年の年記があるから、あるいは元禄十二年の時点では両序の注はなかったかとの疑いが生ずるが、巻二十末奥書には「序抄真名仮名ともに此内に有」とあるから、既に完成していたのであり、元禄十四年の年記はさらに後になってまた清書したときのものであろう。

次に、「五丸様」について検討する。「五丸様」は「五の丸様」で、江戸城五の丸に住む女性を意味する。

結論から言えば、「五丸様」は、小谷（こや）氏出身でお伝の方として知られる綱吉の愛妾で、綱吉の子徳松君、鶴姫を産んだ後の瑞春院（一六五八～一七三八）のことである。お伝の方は三の丸様と呼ばれた桂昌院没後（正確には綱吉没後）、三の丸に移ったため、後代「三の丸様」とも呼ばれていてまぎらわしい。元禄十二年の時点で「五丸様」がお伝の方である証としては、『徳川実紀』常憲院殿御実紀巻卅四、元禄八年八月廿一日条に「この日今より後。桂昌院殿を三丸殿と称すべき旨仰出さる。小谷のかた。今までは御袋の方と称すといへども。今よりのち五丸の方と称すべしとなり。」とあるのを示せば良いであろう。[4]

巻二十末奥書にはさらに五丸様に献上した本の体裁が記されている。「其本」以下である。実はよくわからないところがある。まず、「鳥子らふぢの四半」であるが、「らふぢ」とは「蠟地」で、「布や紙などの薄く蠟をひいた地質。また、蠟をひいたように光沢のある地質。」（日本国語大辞典）のことであるから、鳥の子紙で、蠟をひいたようにつるつるした紙で、大きさが四半（よろはん）だということである。これが料紙を言っているのか、以下の表紙の説明かが問題である。しかし、表紙の説明は「紺地の桜の金入」をそれとして、以下のように裂表紙であるから、この説明は料紙と考えるべきであろう。そして「紺地の桜の金入」とは、表紙が紺地に桜文様を金繍したものであるというのであろう（「金入」は『日本国語大辞典』に「織物で、模様などに金糸を用いること。」とある）。「袖裏絵絹に泥絵すなどなどあり」は見返しの説明であろうか。表紙の説明を続けたとすると、重複や矛盾が生じるようである。したがって、見返しは、袖裏にするような絵絹（『日本国語大辞典』には「平織の生絹で、普通白色。」とある）に金銀泥の絵と砂子散らしがなされているというのであろうか。

そしてその本を但馬桐の箱に収め、銀のしとどめに紫の紐を留め、それで結んだというのであろう。「しとゞめ（鵐目）」は「金属、革、木などの製品にあけた穴のふちを飾る覆輪（ふくりん）。刀の鞘（さや）の栗形（くりかた）、あるいは、和琴（わごん）、箏（そう）などに用いる。」（日本国語大辞典）とある。

こうして『教端抄』一部をお伝の方に献上したところ、御感に与り、「筆の海」の歌を賜った。そこで季吟は「水ぐきの」

の歌を御返ししたというのである。

最後に元禄十四年の年記を有する両序の奥書について検討する。

真名序の奥書により、宗祇二百年遠忌を機に新たに清書したことが判る。奥書中の「花草節日」は意不明である。特に意味はなく、花や草が茂るころの意であろうか。また、宗祇は文亀二年（一五〇二）七月三十日に八十二歳で没しており、季吟が何故「元禄十四年七月廿九日」を「宗祇二百年遠忌」としたのかは不明である。[5]

なお、本書が巻二十末奥書で元禄十二年に五丸様に献上した事実を記しているにもかかわらず、両序注が元禄十四年の奥書を有するのは不審であるが、その点は次に考えることとする。

二

奥書の解釈は右のようになるが、それでは本書はどのような性格の伝本であろうか。

本書が一見季吟の筆跡に類似しているといっても、装丁も異なり、もちろん五丸様に献上した本そのものであるはずはない。のみならず、巻二十末奥書の内、「元禄十二年十二月二十八日」以下は五丸様と和歌のやりとりをしたことを記念して季吟が手元の本に書付けたものであるから、厳密に言えば本書が献上本と同一系統本である保証すらないことになる。事実、五丸様に献上した本は『教端抄』の書名を有するものであったのに、本書は依然としてそれ以前の『古今拾穂抄』の題号を持っているのである。さらに本書は両序末に元禄十四年の奥書を有するのであるから、成立は少なくともその後でなければならない。

一方、初雁文庫本は真名序末に元禄十二年十二月十二日と廿一日の日付の奥書を有するので、元禄十二年本とされているが、[6]本書が両序末に元禄十四年の年記を有しながら、巻二十末には元禄十二年の奥書を有することを考えれば、初雁文庫本の歌注部分の成立がいつかは、必ずしも明らかでないことになる。

このように考えると、明らかなのは日大本が後述するように、元禄十五年川越少将（柳沢吉保）に与えられた本であることのみであり、本書や初雁文庫本がいつの時点で成立したかは必ずしも確言出来ないことになる。

そこで、その問題はひとまず置き、本文内容を検討することとする。[7]

まず、本書は初雁文庫本とは異なり、日大本に近いことが認

められる。

巻一巻頭歌の注は本書では次のようになっている。

としの内に春はきにけり一とせをこぞとやいはんことしとやいはん

十口抄云、此歌は此詞書の年内立春と心得る外別義なし、是此集のうたの本体なり、貫之が歌の心亦是を以其心をさとるべし、此作者第一に入こと其人の名誉なり

案ルニ定家卿近代秀歌云、むかし貫之が歌は心たくみにたけをよびがたし、詞つよく姿面白きさまをこのみて余情妖艶の体をよまずと云々、此哥此にかなへるが故に宗祇かくのごとくいへるなるべし

飛鳥井家抄云、一とせの定めあるうちに春のくるは古年今年いづれとかいはんと也、此哥としの字四あり、今はかくはあるまじき也

十口抄云、古今の両字此一首に極る心其習有、可請師説云々

師説、去年とやいはん古の字ことしとやいはん今の字也

泰昭永正記云、此歌義なき所を以巻頭にいれ給ふとなり、年の内の立春をさしむきて読り、其義なくうちむきたる所此集の本体也、然ども裏の心古今の二字にあたれり、こぞとやと云を古の字にあて、ことしとやいはんと云を今の字にあつる也、然間巻頭に入ると也此義師説と同、仰以可信

永正又云、古年とさすは陰にあたり、今年といふは陽にあたる也、春なればなり、何事も陰陽和合せずしては成就しがたき故に、此歌陰陽たふ〳〵と心にあれば巻頭にいれらるゝと也（本書一部に濁点あるも、私に読点、濁点を付す、以下同じ）

この部分が初雁文庫本ではこうなっている。

としのうちに春はきにけり一年をこぞとやいはん今年とやいはん

宗祇云、此哥は言書の年内立春と心得る外別義なし、これ此集のうたの本体なり、貫之が歌の心亦是を以其心をさとるべし、此作者第一にいる事其人の名誉也

飛鳥井家抄云、一とせ定めあるうちに春のくるは去年今

年いづれとかいはんと也、此歌としの字四あり、今はかくはあるまじき也

宗祇又云、古今の両字此一首にあり

師説、去年とやいはん、古の字、ことしとやいはん今の字也

泰昭が永正記も師説におなじ、此哥義なき所を以巻頭にいれ給ふと也、年内の立春をさしむきて読り、此其義なくうちむきたる所、此集の本躰也永正記

まず、目に付くのは、本書に「十口抄云」とするのが、初雁文庫本では「宗祇云」となっている点である。この点は、日大本でも「宗祇云」となっている。後述するが、「十口抄云」の方が古い形で、後に「宗祇云」と改められたと思われる。また、記述の順序にも相違があるが、内容の増減については、本書の「案ルニ云々」と『近代秀歌』を引用する所と、「泰昭永正記云」の後半と「永正又云」以下が初雁文庫本にはない。基本的に本書は初雁文庫本より詳細である。

次に、日大本であるが、片桐氏の引用と比較すると次のようになる。

日大本は本書ときわめて近いので、改めて引用しないが、「師説、去年とやいはん古の字ことしとやいはん今の字也」の一行を欠くのみで、順序を含めて他はほとんど同じである。「十口抄云」が「宗祇云」となっていることは既に指摘した。「師説云々」は初雁文庫本には存在するから、本書は両本の記述の全てを有することになる。

それでは、次の箇所ではどうであろうか。

巻一、3番歌「春霞たてるやいづこみよしのゝ吉野の野山に雪はふりつゝ」の注が本書にはこうなっている（歌省略）。

十口云、俊成卿はたゝるやいづこ面白きよし古来風体にあり、定家卿はたてるやを用ひ給ふ、奥書に且任師説加了簡云ミ、此心也

三吉野ゝよしのゝ山、延五記云、三吉野ゝ郡の内の吉野山なり、師説、三吉野は上の吉野、中の吉野、下の吉野あれば、み也、又、むかし天武帝の皇居なる故にたつとみて御吉野と云、難波の御津のごとし、十口云、哥の心は、春の気色をも先三吉野の山にこそみるべけれと詠るに、雪のみうち散つゝ春のけしきもなければ、春がすみ

たてるやいづこと云也、あはれ霞もたてかしと思ふ心あり、飛鳥井家説云、霞の立たるはいづくぞ、吉野山には雪のふる物を、春のたつといふもまことしからずととがめてよめり、十口云、是遠白体(トヲシロキテイ)の哥のさま也、理をさしをきてうち吟じてしるべし、雪はふりつゝといふすゑまで無類のすがた也、永正云、深雪(ミユキ)のふる所なればかくいへり、此哥理にかゝはらずしてさら〳〵と詠吟(エイギン)の所只哥の風情につきて吟味すべしと被仰し也、みよしのゝよしのはいかゞと問申侍るにかさね詞のやうに心得べし

ここは日大本ではこうなっている。[8]

宗祇云、俊成卿はたゝるやいづこ面白きよし古来風体に有、定家卿はたてるやを用給ふ、奥書に且任師説加了簡云〻、此心也、三吉野、よしの、延五記云、三吉野郡の内の芳野山也

師説云、上の芳野、中のよしの、下のよしのあれば、三吉野と云也、又むかし天武の皇居なるゆへに貴みて御吉野とも云也、難波の御津のごとし

宗祇云、哥の心は、春の気色をも先三芳野、山にこそみるべけれと詠るに、雪のみうち散つゝ春のけしきもなければ、春霞たてるやいづこと云也、あはれ霞もたてかしと思ふ心有、遠白き体の哥のさま也、理をさしをきてうち吟じてしるべし、雪はふりつゝといふ末まで無類のすがたなり

永正云、深雪のふる所なればかくいへり、此哥理にかゝはらずしてさら〳〵と詠吟の所只風情に付て吟味すべしと被ㇾ仰也、みよしのゝよしのはいかゞと問申侍るにかさね詞のやうに可心得云〻

師説云、此重詞といふ語、尤可吟翫云〻

〔頭注〕飛鳥井抄云、たてるやいづこは、霞の立たるはいづくぞと也

例によって、本書の「十口云」が日大本では「宗祇云」となっているが、全体としてはかなり近い。

主要な相違点は、本書の「飛鳥井家説云」が日大本では「飛鳥井抄云」として、頭注である点である。さらに、日大本の末行「師説云」が本書にはない。

前者について見ると、本書では飛鳥井家説が本行のため、「十口云」がそれによって二箇所に分断されているのに対して、日大本は「宗祇云」が一箇所に集まっている。一見、日大本の方が文章の流れが自然のように思われるが、出典の『十口抄』と比較するとそうとも言えない。

『十口抄』には次のようにある。

（前略）
哥の心は、春の気色をも先みよし野、山にこそ見侍らめとながむるに、雪うちふりつ、その気色もおぼつかなければ春霞たてるやいづこと云也、吉野の山に雪は降つ、これを又すぐにいひくだしても同心也、あはれ霞もたてかしとおもふ心也、霞をねがふは花を思ふ心もこもる也、雪はよし野の山高き所なれば、よみならはし侍る也、又の説、ことはりをふかくいふは初心の人のため也、ひきくつろげて云哥也、ことはりをとぢめぬを古今の正意とすべし、花までもとめずともなり、是遠白き哥のさま也 理をさし置て打聞して知べし、雪は降つゝと云未之無類案也
俊成卿はたゝるやいづこ面白よし古来風躰ニあり、定家卿はたてるを用給、奥書ニ且任師説又加了簡云々、此心也(9)

比較する前に、少し説明を加えると、『教端抄』は『十口抄』を最も重んじているが、その場合、本行のみならず、小字で書入れられている部分まで適宜つき混ぜて引用することがある。但し、時に「十口小書」と小字部分を区別する場合もある。そもそも『十口抄』は何人かが『両度聞書』を本行に書き、さらに『古聞』と『宗碩聞書』とを参照し、『両度聞書』に見えない説を選んで、小字傍書で書入れ、『古聞』は黄色、『宗碩聞書』は朱色の合点を付して区別したものである。

さて、本書では「十口云」とする部分が三つに分かれている。最初の「十口云」は『十口抄』の末尾部分であり、これは『古聞』よりの書入である。

次の二箇所の「十口云」が日大本では一続きになっている。しかし、『十口抄』で見ると、一続きの叙述ではなく、日大本の記述は不自然である。

いずれにせよ、この部分、『十口抄』を一続きとする日大本の方が正しいとは必ずしも言えない。また、頭注にするしないはそれぞれいずれも可能と考えられる。

また、日大本の末行「師説云」は本書には見えない。先の巻

頭歌においては、本書の記述が初雁文庫本、日大本両本の記述を兼ね具えていたが、ここでは日大本の方が、いささかであるが、記事が豊富である。

次に、初雁文庫本のこの箇所を示してみる。

宗祇云、俊成卿はたゝるや面白きよし古来風躰にあり、定家卿はたてるやを用ひ給ふ、師説、三芳野は上の芳野、中のよし野、下の芳野あれば云也、又天武天皇の皇居有し故にたつとみて御芳野と云、難波の御津のごとし、永正には、三芳野、よしのはかさね詞と心得べしと云、哥の心は、霞のたちたるはいづくぞ、よしの山には雪のふる物を、春のたつといふもまことしからずととがめてよめり、是迄飛鳥井抄、宗祇云、春の気色をも先三芳野、山にこそ見るべけれと詠るに雪のみうち散つ、春の気色もなければ、春霞たてるやいづこと云也、あはれ霞もたてかしと思ふ心あり、又云、是遠白体の歌のさま也、理をさしをきてうち吟じてしるべし、雪はふりつゝといふ末まで無類の姿也、永正云、よし野は深雪のふる所なればかくいへり

〔頭注〕古来風躰とは俊成卿の作り給へる抄物也、和哥の事をかゝれたる物也

明らかに、初雁文庫本は、本書や日大本とは距離があることがわかる。叙述順序の異同が著しい。しかし、この箇所では、記事の増減は意外に少ない。初雁文庫本は、「延五記云」を欠くほか、「永正云」の内「此哥理にかゝはらずしてさら〳〵と詠吟の所只哥の風情につきて吟味すべしと被仰し也」の部分の引用がない。但し、よく見ると、この部分は「十口云」の「理をさしをきてうち吟じてしるべし、雪はふりつゝといふすゑまで無類のすがた也」の箇所と内容が共通するので、省略したとも考えられる。

一方、頭注の『古来風躰抄』の説明は、他本にはない。初雁文庫本の頭注の中、他本にないものは初学者を対象とする説明である場合が多いようである。

ただ、全体として見ると、初雁文庫本が最も記事が少ないことに変りはない。

もう一箇所、野村氏の引用のある巻一、4番歌「雪のうちに春はきにけりうぐひすのこほれる涙今やとくらん」の注を見る。

本書にはこうある。

十口云、雪の中を年の内の心と申人有、不用之顕註同義、こほれるなみだとは、宗祇云、なかぬ心也、顕註云、鳥のなくに涙おつべきにあらねども鳴といふによせてよめる也、鴈の泪ともよめり、涙有とも氷らん事如何とおぼゆれど、冬もしは春も雪ふりさゆるには水の氷る習ひによせて鶯の涙を氷らせたり、延五記云、春来てはやがて音をひらくを泪の氷とくると云也、鶯のなみだの氷うちとけてふるすながらや春をしるらんといへるも、此哥をとれり、密勘云、ふる年の雪はいまだ消ぬに日数は春に成ければ、涙の氷雪にとぢられて過つる鶯の今はをのが時待出て花に木伝ふ心もつきぬらんとのよしとぞ聞侍し云、十口云、此哥愁を散ずる心なり、哥はたゞあさはかなる事をもとゝして人の進退を安ずるはし也

師説、十口抄に処〻に哥の下心とて教誡の説を述らる、尤其心をふくめるもあり、又作者の本意とはみえざれども其意を推して人の為の教誡の一助とする所も侍り、是彼聖賢の断章取義の類也、学者心をつくべき所なり

これが日大本ではこうなっている。

宗祇云、雪の中を年の内の心と申人あり、不用之顕注同義、こほれるなみだとはなかぬ心也是迄祇註

延五記云、春来てはやがて音をひらくを泪の氷とくると云也、鶯のなみだの氷うちとけてふるすながらや春をしるらんといへるも此哥をとれり

顕注云、鳥のなくに涙おつべきにあらねども、なくといふによせてよめる也、鴈のなみだともよめり、涙有とも氷らんこといかゞとおぼゆれど、冬若春も雪ふりさゆるには、水の氷る習ひによせて、鶯の泪をこほらせたり

密勘云、ふる年の雪はいまだきえぬに、日数は春に成ければ、涙の氷雪にとぢられて過つる鶯の今はをのが時待出て花に木づたふ心もつきぬらんとのよしとぞ聞侍し

宗祇又云、此哥愁を散ずる心なり、哥はたゞあさはかな

る心をもと、して人の進退を安ずるはし也

師説云、祇注所ミに哥の下心とて教誡をなす説を述らる、尤其心をふくめてよみしもあり、又作者の本意とは見えざれど、其意を推して人の為の教誡をなす一助とする所も侍り、是彼聖賢の断章取義のたぐひ也、学者心を付べき所也

内容的には同一であるが、「顕註云」と「延五記云」の順が逆になっている。

一方、初雁文庫本にはこうある。

顕註(ケンチウニ)云、鳥のなくに涙おつべきにあらねども、なくといふによせてよめる也、雪ふりさゆるには、水の氷るならひによせて、鶯の涙を氷らせたり、密勘ニ云、ふる年の雪はいまだきえぬに、日数は春になりければ、涙の氷(コホリ)雪にとぢられて過つる鶯の今はをのが時まちいで、、花に木づたふ心もつきぬらんとのよしとぞ聞侍し、宗祇云、こほれるなみだとは、なかざりし心也、延五記ニ云、春来てはやがて音(ネ)をなくを涙の氷りとくると云也

〔頭注〕顕註は、六条顕輔の子の顕昭法師の古今の抄也、密勘とは、定家卿の顕注のよき所を用ひ、よろしからぬ所をおとして書そへられしを、顕注密勘と申て世に用る抄也

これは、本書や日大本と比較すると、大分簡略である。また、先の箇所と同じく、独自の頭注は初学のためのものである。

以上述べたように、本書と日大本が近い関係にあり、初雁文庫本は簡略でしかも独自であることは確かであるが、相互の関係は単純ではない。

三

さて、ここまでは歌注について述べてきたが、序注はどうであろうか。序注については、日大本は片桐氏の解説にわずかな引用があるのみであるので、三本の異同を検討できない。従って、主として本書と初雁文庫本とを比較することとする。さらに、仮名序注においては、『教端抄』よりかなり以前、貞享三年（一六八六）に成立した香川県歴史博物館蔵『古今集序抄』が存在するので、これも比較の対象とする。[10]

この点は、既に片桐氏の比較があるので、同一箇所を取り上

げることとする。仮名序の「ちからをもいれずしてあめつちをうごかし、めにみえぬをにがみをもあはれとおもはせ、おとこ女の中をもやはらげ、たけきもの、ふの心をもなぐさむるは哥也」の注である。

まず、本書にはこのようにある。

宗祇云、此段は哥の徳をあげていへる也、天地（アメツチ）をうごかすと云に、事理の二つあり、事にうごかすとは、能因が苗代水の類也、理の義は、天の徳は地にあらはれ、地の徳は天にあらはれ、天地の徳は人にあらはる（天人地の三は別にあらず）、天地は我を開き我は天地を開く物なり、しかれば、心ざしをのべ（一首哥を詠ずるも天地を胸中に動す也）心に感ずる所すなはち天地を動す也

〔頭注〕此祇註正義の心をうけて注ス、下ニ委

師説云、古今集（祇注にいふは是也）より後の事ながら伊与の国にて正月より三四月雨ふらで苗代もえせざりしに、能因法師、天河なはしろ水にせきくだせあまくだります神ならば神、とよみて其国の一のみやにまいらせければ、雨降ぬる事金葉集にあり、新古今にも貴船に雨ごひして、賀茂幸平、おほみ田のうるはふばかりせきかけてゐせきにくだせ河上の神、とよみて雨ふりし事あり、新勅撰集に寛喜三年伊勢の勅使にて当日まで雨晴ざりしに本宮に祈て、卜部兼直、天津風あめのやへ雲吹はらへはやあきらけき日のみ影みん、とよみしに、午時より晴しとあり、古今より以前には小野小町集にいはく、日の照待りけるに雨ごひの和哥よむべき宣旨ありて、千早ふる神もみまさばたちさはぎあまのとかわのひぐちあけ給へ

宗祇云、めにみへぬをに神とは、常に人のいふ義にあらず、をに神とは宗廟の事也、（暫聖也、惣じては人々の魂なり）たゞ魂也、いたりては只心の事也、心にあはれぶ所則鬼神を哀とおもはする也、又諸社にかけていふ事も、即日神は此国の宗廟也、住吉玉津嶋祖神にあらずといふ事なし、哥は諸神の納受する道なれば無疑ものなり

十吟抄云、をにかみをも哀と思はせといふは、むかし帝住吉にまうで給て、我みても久しくなりぬ住吉のきしの姫松いく世へぬらん、とよませ給けるに、神現じて御返し、むつましと君はしら波みづがきの久しきよ、り祝ひそめてき

師説云、紀貫之紀伊より帰る道にて和泉国蟻通の神の前にて馬の煩ひしに、かきくもりあやめもしらぬおほぞらにありとほしとはおもふべしやは、とよめりしに神感有て馬もとのやうになりし事彼家集に有て書とにみゆ、赤染衛門住吉にて挙周(タカチヤ〈マヽ〉)の煩ひをいのりて、まづ此たびのしるしみせなん、とよみて其感応有

津守国基堂建立の時壇石とりに紀伊国に至るに若浦の玉津嶋神前にて、年ふれど老もせずして若の浦に幾世に成ぬ玉津嶋姫、とよみて奉りければ、其夜の夢に唐髪をあげて裳唐衣きたる女十人斗出来て、うれしき悦びにいふなりとて、石をとるべきやうを教ゆ、教の如く石を取て石造に破しむるに、十二顆に破て壇の飾石にせし事清輔袋草子にあり此事奥の玉津嶋の明神の御事を云所にもあり

詩大序云、故正二得失一動二天地一感二鬼神一、莫レ近二於詩一、正義云、言二詩之功徳一也、由下詩為二楽章一之故上、正二人得失之行一、変二動天地之霊一、感二致鬼神之意一、無レ有下近二於詩一者上、又曰、人君誠能用二詩人之美道一、聴二嘉楽之正音一、使下上賞レ善伐レ悪之道一、挙無レ不レ当、則可使下天地一効レ霊鬼神一降レ福也、故楽記曰、歌直レ己而陳レ徳也、動レ己而天地応焉、四時和焉、星辰理焉、万物育焉、又曰、周礼之例、天曰レ神、地曰レ祇、人曰レ鬼、鬼神与二天地一相対、唯謂二人之鬼神一耳、従二人正一而後能感動、故先言レ正二得失一也

朱子註曰、事有二得失一、詩因二其実一而諷詠之、使下人有レ所二創艾興起一至中其和平怨怒之極上、又足以達二於陰陽之気一、而致レ祥召レ災、蓋其出二於自然一、而不レ仮二人力一、是以入レ人深而見レ功速、非二他教之所一及也

〔頭注〕治世之音安以楽其政和、乱世之音怨以怒其政乖

これもろこしのうたは或は国風をうたひて楽章をなし、或は王政の小事大体をいひ、或は今の盛徳をほめて天子郊廟に楽哥する、其上にて人の得失を正し、天地陰陽の気を感動せしむ、上下なべておほやけごとにかゝれり、やまとうたは勿論近江ぶり、みちのくにうたもあれど、用る所周詩のやうに必宗廟の事に預るにはあらざれども、自然請雨止雨のしるしをみせ、祈願の感応ある事是亦神国のならはし我朝の

異国にことなる事のよしなるべし

師説、中庸註程子曰、鬼神天地之功用、而造化之跡也、張子曰、鬼神者二気良能也、愚謂以二二気一言則鬼者陰之霊也、神者陽之霊也、以二一気一言則至而伸者為レ神、反而帰者為レ鬼、其実一物而已大全委、

十口小書には、千方が四鬼、草も木もわがおほきみの国なればいづくかをにの栖なるらん、といふ哥に感じてにげ去たる事をひけり、一書云太平記十六に天智天皇の御宇といへり、日本紀にみえず、不足信用事歟、或説に千方は俵藤太秀郷が子千常が弟云〻朱雀院村上帝の比にや、四鬼をつかひし事の慥なる出所みえず、可勘之

〔頭注〕此千方が鬼の事宗祇抄にはなき事なるを、十口小書黄点ニ書たる事也、正しく宗碩肖柏などの所為なるを、世に板行の古今の抄ニハ宗祇説のやうに書入たり、此四鬼の事、童部之用るにたらぬ事なるべし

はなはだ長いので末尾を省略したが、これを『古今集序抄』、初雁文庫本と比較する。

まず、注目すべきは、本書が、『十口抄』の引用を「宗祇云」としていてこの点が他本と異なる本書の特色であった。しかし、よく見ると、この項末尾には、二箇所「十口小書」としていて、これ以外の項目を見ても、基本的に本行は「宗祇云」、書入は「十口小書」となっている。

一方、初雁文庫本は本行は「宗祇云」、書入は「祇註小書云」または「小書云」としている。

さらに、『古今集序抄』は「十口抄云」および「十口小書云」としている。但し、一部「十口抄」を「宗祇」に訂正している。

こうして、『十口抄』の表記は、最初「十口抄」もしくは「十口」であったのが、「宗祇」に改められたと考えられよう。すると、本書が歌注では「十口抄」で統一されているのに、序注では「宗祇」「十口小書」と不統一なのは、歌注と序注が同一段階のものでない可能性を生ずることとなる。

歌注において、本書が「十口云」とあるのは、初雁文庫本や日大本より前段階に成った事を示唆するが、序注は両本より前段階であるに違いはないとしても、歌注よりは後の段階で成立したものかもしれない。

このような不審を感じるのは、先に奥書を検討した際、巻二

十末奥書が元禄十二年の年記を有するのに、序注末奥書の年記が元禄十四年になっている点が気になるからである。

ただ、この問題は現状では解決しがたいように思われるので、後考を俟つこととする。

さて、比較にはいるが、『古今集序抄』と初雁文庫本を改めて引用するにはあまりに紙幅を要するので、両本については『教端抄』における片桐氏の解説中の引用もしくは影印本を見られたい。

全体として見れば、本書の記述は詳細で、初雁文庫本より『古今集序抄』に近い。しかし、関係は単純ではない。また、片桐氏が言及されている日大本のこの箇所の内容とも明らかに異なっている。

まず、冒頭であるが、『古今集序抄』、初雁文庫本ともに『十口抄』の引用「此段は哥の徳をあげていへる也」から始まるが（以下、引用は断らない場合は『古今集序抄』による）、本書と異なり、以上の一文のみで引用を中断して、「十吟抄云、力をもいれずして天地をうごかすと云は、天神地祇を感ぜしめて、日を照し雨をふらすをいふ」と、『十吟抄』から本書にない部分の引用がある。続いて、「師説云、此集より後の事ながら云々」まで飛んで、以下能因、幸平の請雨説話を記す。その後、先の『十口抄』の続きにもどり、「天地をうごかすといふに事理の二あり」以下の引用となる。

両者を比較すると、一見、本書の形がむしろ元の形で、『古今集序抄』、初雁文庫本はその改稿であるかのごとくである。なぜなら、『十口抄』を一続きに引用する形では、能因の説話とその義についての説明が唐突に現れるため、本書のように頭注で後に説明する旨の注記を要するが、両本のように引用を分割して先に説話を説明してしまえばその必要がなくなるからである。

但し、これをもって本書の成立時期が『古今集序抄』以前とならないのは奥書からも明らかである。片桐氏が指摘されるように『古今集序抄』『教端抄』諸本においては説そのものにはさしたる進展はなく、手許の草稿本によってその都度諸注を増減し、あるいは順序を変えるからである。

なお、請雨の歌が本書では、能因、幸平、兼直、小町と四首であるが、『古今集序抄』では、能因、幸平を掲げ、兼直は頭注とし、小町はない。初雁文庫本では能因、幸平のみである。

さて、『十口抄』の引用に続いて「十吟抄云、をにかみをも

あはれとおもはせ」となるのは諸本同じである。

その次の師説による神感説話には出入りがある。

本書は、紀貫之、赤染衛門、津守国基の順であるが、『古今集序抄』は和泉式部、赤染衛門、紀貫之となり、初雁文庫本は紀貫之のみである。

この箇所、日大本は片桐氏の解説によれば、赤染衛門の部分が他本より詳細で、和歌も三首掲げられているとあるが、本書の記述は『古今集序抄』と大同小異で、明らかに日大本と異なっている（補記参照）。

次の「詩大序」の引用以下は、本書と『古今集序抄』はほぼ同一である。但し、『古今集序抄』はそれを師説とする（初雁文庫本も同じ）。また、『古今集序抄』には「治世之」の頭注はあるが、「此千方が鬼の」はない。一方、初雁文庫本は「又曰、人君誠能用詩人之美道」から「万物育焉」までと、「師説、中庸註程子曰」以下を欠いている。

わずかの箇所の比較であるが、序においても、本書は初雁文庫本より詳細であり、むしろ『古今集序抄』に近いことがわかる。また、片桐氏の引用に見る限り、日大本とも種々異同を有する。

こうして、『教端抄』の三本はそれぞれ少なからぬ違いを有することがわかる。しかも、すでに片桐氏が指摘されたように、一直線上に並ぶ違いではない。それは片桐氏ご指摘の如く、手元の本から適宜案配して作成されたためであろう。

そのことに異論はないのであるが、一体いかなる理由で、このように細かく諸注の順序を入れ替えたり、組み合わせを変えたりしたのであろうか。手元の本により、ある部分を増減するのは簡単であるが、順序を入れ替えたり、注の引用を分割したりするのには、煩雑な手順を必要とする。それも、所説に変化があれば納得できるが、見たところ単なる組み替えである。初雁文庫本と本書または日大本との違いは、まだ改稿的要素もあり、理解できるのであるが、本書と日大本との違いは、ごく一部をうかがうのみであるが、手直しする積極的理由が認めがたいように思われる。

結局、諸本の改稿の手順とその理由は不明といわざるを得ない。

四

次に真名序注を検討する。真名序注は日大本について引用さ

れたものが全くないので、本書と初雁文庫本について行うものとする。

両者はやはり大分異なっている。最初に解説のような文があるが、本書ではこうなっている。

古今和歌集序　紀淑望

此序定家卿の嘉禄本にはなく貞応本にあり、此真名序なきを冷泉家に用ひらる、其故は俊成卿用ひ給ひし本とかや、されば貞応本にも真名序なき分にして奥に有といへり、是二条家の證本なり、一華抄に基俊朝臣云、貫之かな序を土代として淑望をして草せしむ、ともに興あるを以優美に堪ず、追入といへり、顕昭法師管見抄、佐〻木高秀の仮名序の抄等にも真名序を證拠にて注せられし事どもおほし、尤祇注にも注解をくはへて用られ侍りければ重ねて抄せしもの也

これが初雁文庫本ではこうなっている。

古今和歌集序　紀淑望

一華云、古今真名序は淑望と作者をかきたれども、貫之作也、是定家卿の説云〻、一説、永正記云、当集真名序は紀淑望書之、実には父紀納言長谷雄卿書之、又云、当集真名序を不用、其故は俊成卿基俊に対して伝授の時、世間に正本これなきにより、貫之がむすめに書て授る其本を以口伝せられしと也、彼本はかな序ばかり也、然ル間真名序を沙汰せずと云〻、一義云、まな序は奏覧にあたはざる故奥に書之云〻、私真名序は奏覧なかりし事正説にや、花山僧正、在原中将と書て名をかゝざる事其證といへり、但基俊朝臣云、貫之仮名序を土代として淑望をして草せしむ、ともに興あるを以優美に堪ず、追入といへり、此真名序嘉禄本にはなし、貞応本には奥にかゝれたれば用まじきや、あらじ、宗祇、一華等も真名序の註解あり、尤可用之

ここでは珍しく初雁文庫本の方が詳しい。ここなどはいずれが元の形なのか一概に言いにくい。

次に注釈を例示する。「人之在世不能無為思慮易遷哀楽相変」の箇所を見る。本書はこのようにある。

（本文省略）

宗祇云、是は世間の人のさま也、此五大（地水火風空）をうくるもの皆以其ことわざなきにあらざる物也、其ことわざとは二六時中のわざ也、枕をとり夢をみるも皆ことわざ也、いたづらにあるといふもことわざ也、されば思慮うつりやすくして楽み悲み変じて人皆心を苦しみて安からず、安からねば現当（現世当来）いたづら也、されば人のことわざの悪にひかる、所を辟（サク）るは此哥也、いかなるをか辟るといはゞ哥人は心空虚にして念々相続する所なし、花をみては花を愛し、月に向ひては月を憐む、只当意（位イ）即妙の外他心なし、仍此道に住すれば世界の是非をのがる、是をのがれば又二世安楽也、（聞云）此祇註実に哥人の悟道の所也、心を付べし

私人世にありてしわざなしといふ事なし、春夏秋冬の詠め、慶賀哀傷旅懐恋慕につけて喜怒憂思愛悪欲の七情うつりやすく、朝夕（アシタユフベ）にも哀楽かはる〳〵おこる、此もろ〳〵のしわざ皆哥のたねなるべし、かな序に世中にある人ことわざしげき物なればみる物きく物につけていひ出せる也、といへる此心也

これに対して初雁文庫本は、「私」以下を「人間世に生れて」と始め、「といへる此心也」まで続き、ついで「宗祇云」として、本書の「宗祇云」の中途「歌人は心空虚にして」から「又二世安楽なり」までを存して終っている。やはり初雁文庫本の方が簡略である。

五

最後に、『教端抄』に掲げられている引用諸注一覧について、一言する。

初雁文庫本では真名序注の後に「古今教端抄所引用之諸抄拾弐部」として十二の注釈が列記されているが、本書では歌注巻一冒頭に「此抄所引用之諸抄都十一部」として十一の注釈が掲げられている。これは日大本と同じく「高秀序抄」を欠いているためである。また、日大本のように「高秀序抄」に言及することもない。

また、本書は注を掲げる順序も初雁文庫本とは異なっている。初雁文庫本が引用に当って重要視した注から掲げるのに対して、本書は大体成立年代順に掲げている。初雁文庫本について書名

のみ順に列挙すると以下の通りである。

十口抄、一華抄、永正記、十吟抄、管見抄、顕註密勘、僻案抄、延五記、蓮心院聞書、飛鳥井家抄、高秀序抄、牡丹花筆之古抄の十二部。

これはいずれが最初の形なのであろうか。日大本がいずれであるか判明しないこともあり、何れとも言い難い（補記参照）。参考までに、本書の該当部分を以下に示しておく。

此抄所引用之諸抄都十一部

一管見抄　十巻　宰相教長卿之抄に顕昭法師抑揚を加へたり、奥書云、文治元年十月八日註進、重賜差声顕昭云〻、建久二年三月六日奉授禅定大王早、顕昭云〻、侍従雅有自筆のよし奥書有、今予所持早

一顕注密勘　七冊　顕昭法師古今の抄に京極黄門抑揚あり、祇注御注云〻是也

一僻案抄　一冊　京極黄門三代集之抄出也、祇注ニ御抄といへる是也

一延五記　廿巻　尭恵法印古今伝授之抄也

一蓮心院聞書（飛鳥井）　一冊　尋常の古今集に脇付あり、世に古今大本と云是也

一飛鳥井家抄　栄雅於公方家講談之趣也、顕註密勘・僻案抄・一条禅閤之抄等を畧注し、尤一首〳〵の註解あり、序抄共ニ五冊、貞徳執之

一牡丹花抄　四冊　是肖柏老人の述作にはあらず、古今古抄なるを肖柏筆跡之由宗訊奥書あり、作者不分明故に暫牡丹花抄と云

〔頭注〕此抄所〻ニ真観御房の説、正因御房の説云〻、真観ハ正因師也、何人ゾヤ

一十吟抄　四冊作者未分明といへど東家の聞書無疑之故所〻用其義也

一十口抄　宗祇法師東野州に古今伝授之聞書也、肖柏黄点宗碩朱点小書を加へり、正しく当流相伝之抄也、此抄ニ祇注と書是也、六冊あり、僻案抄・顕注密勘・十吟抄等を彼聞書に書添たり

一永正記　三冊但下巻不足泰昭上乗院法印（真如堂）に古今伝授之聞書也、法印は宗祇に伝授と云〻、惣而諸抄聞書等不残伝之、且又鳥居小路大蔵卿法眼（青蓮院坊官）経厚に清濁等を伝て注之

一一華抄　六冊　七条道場一華堂切臨先師乗阿に伝授之聞

書也、偏ニ十口抄のおもむきを本として諸家の説の祇注のたすけなるべきを用ひて畧注し、師説の裏説を書添たり、乗阿は二条冷泉両家の伝授を受、後陽成院の御前にて源氏物語をも講釈仕れり、霊瑞院従高法印は切臨に伝授の故、此抄を執し用給へり

こうして本書は十一部の諸抄を列記し、初雁文庫本にある『高秀序抄』が見えない。また、日大本が『高秀序抄』を挙げないながら、「此外佐ミ木高秀の古今序抄等をも交へ用」と言及するのに対して、本書は何らの記述もない。

また、内容的には、本書と初雁文庫本とは類似しているが、多少の違いがある。

例えば、『十口抄』について、本書は書入が二色の合点で区別されていることに触れ、「肖柏黄点宗碩朱点小書を加へり」と、黄色の合点が肖柏の『古聞』、朱色の合点が『宗碩聞書』であることを明示し、正しい説明をしているのに対して、初雁文庫本には「十口小書祇註小書等者肖柏説也」とあって、『古聞』のみならず『宗碩聞書』の書入があり、二種類の注が区別されていることが明示されない。[11]

その他、本書では『十口抄』の項で「此抄ニ祇注と書是也」とあるにもかかわらず、既述のように、本書では『十口抄』は「十口云」と表記していて整合性を欠いている。

以上、断片的な紹介に終始したが、本書が従来知られている『教端抄』とは様々な点に違いがあることを指摘して、本稿を終えるものとする。

〔注〕

（1）『初雁文庫本古今和歌集教端抄』（昭54刊）及び野村貴次氏『季吟本への道のり』（昭58刊）。

（2）蓬左文庫本『一華抄』（一―四二、目録には「古今和歌集抄」とある）によって比較すると、一部に齟齬があるものの、一華抄の注記によっていることは疑えない。

従って、野村貴次氏『季吟本への道のり』第四章Ⅰ「川越少将と正立老」（722―723頁）で日大本に見える同様の講釈日付を季吟が柳沢吉保に行った講釈日付とされているのも誤りである。

（3）『徳川実紀』常憲院殿御実紀巻四十、元禄十二年十二月十八日条に「又奥医依田玄春某。（中略）医員並歌学師北

村季吟は法印に叙し。玄春某は陽徳院。（中略）季吟は再昌院と称す。」とある。

なお、「再昌院」は古今集真名序の「以楽吾道之再昌」に、「教端抄」の書名は同じく「徒為教戒之端」によるのであろう。

（4）柳沢吉保の時代を回想した正親町町子の『松蔭日記』（岩波文庫本）においても、桂昌院を「三の丸」、瑞春院を「五の丸」と呼んでいる。

また、『幕府祚胤伝』五（『柳営婦女伝叢』大6刊所収）には「瑞春院殿（於伝鶴姫君・徳松殿母堂　御袋様　五之丸殿　三之丸殿）小谷権兵衛（後改将監）

正元女　万治元年戊戌二月一日、江戸生　寛文十年庚戌、桂昌君（江）奉仕後、館林殿被召出　延宝五年丁巳、於白山御殿御産　同七年己未五月六日、於神田御殿御産、後称御袋様　同八年庚申七月十日、御本丸（江）御入　元禄七年甲戌七月朔日、可称五之丸様旨　宝永六年己丑正月十八日、落飾、号瑞春院殿○四月廿二日、三之丸（江）被移、可称三之丸様旨

元文三年戊午六月九日、於同所逝去、御年八十、（鳴物七日停止、普請三日）葬送増上寺（御位牌所）秀蓮社（後改岳蓮社）瑞春院到誉清月涼池大禅定尼（附二百俵）」とある。

（5）季吟の主催した宗祇二百年遠忌追善歌会については『和歌文学大辞典』（昭37刊）巻末年表の当日条に「季吟、宗祇の二百回追善歌会を催し、一族知友ら詠進、信篤らも漢詩を詠む」とある。高木蒼梧氏「季吟自筆の宗祇二百回集」（『科野』昭31・3）に、箱根早雲寺に季吟自筆の『宗祇法師二百年忌之詩歌』一巻が所蔵されることが報告され、解題と翻刻がなされている。季吟の序によれば、「（前略）近くしたしくいひかたらふいつたりむたりを、みそかに催しすゝめて対月思古人といふ題の、やまとうたよみてんとするに、をのづからもれ聞伝へにたるこれかれから、うたをさへ作りつゝ、をひ〳〵にしる知ぬくはゝれりけるに、おもはずもみそぢあまりひとうた、からうた十首あつまれりき、時しも向南亭の秋の花さかりなるに、彼庵主の名をかける短冊の前の花にたむけて、けふの当座の十首の歌と、もに、彼詩歌を講じ侍て、いさゝか追福の心ばへに擬せんとなり（後略）」とあって、その際に寄せられた歌三十一首、漢詩十首、さらに当座の和歌十首、追加の発句、漢詩、和歌が記されている。そして最後に「寄附種玉庵宗祇法師菩提所／相州箱根山下崇雲（ママ）寺者也／再昌院法印季吟（七十八才筆之）」

（濁点稿者）とある。

また、宗祇の忌日について、季吟はこの序冒頭で「元禄のと、せあまりよとせ文月の末のこゝぬかは故種玉庵主宗祇のふたも、年にあたれる日也」としていて、やはり七月二十九日と思っていたようである。

なお、『賜蘆拾葉』第五集第三十七冊（目録による、題簽は「四十二」）所収「宗祇追福和歌」（国立公文書館内閣文庫蔵、二一七―一一）も同書であるが、後半を欠き、不完本である。

（6）初雁文庫本はほとんど奥書を有しないが、真名序末にのみ、

元禄十二年十二月十二日書于向南亭雪窓下

法眼季吟七十六歳

同年同月廿一日一校早

再昌院法印季吟（十八日加階）（「七松」印似書）

とある。

（7）なお、『教端抄』には、本稿で取り上げた本の他に、屏山文庫（福岡県中村孫次郎氏）旧蔵本（両序注欠）があり、国文学研究資料館にマイクロフィルムが存在するほか、古書肆大地の目録第三十六号『九種もくろく』（平12・4）に掲載されているが、この本は初雁文庫本と同一系統本である。両序注を欠くため奥書はないが、従来の呼称をを用いれば、元禄十二年本である。

また、日本古典文学大系『古今和歌集』（佐伯梅友氏校注、昭33刊）解説（西下経一氏執筆）に貞享三年の奥書を有する教端抄が存在するかのごとき記述があるが、それは後述香川県立歴史館蔵『古今集序抄』をさすと考えられ、本稿では教端抄とは別注として扱うこととする。

（8）引用は野村氏前掲書719頁以下による。なお、引用に当っては、他の引用箇所と同じく、読点、濁点を施すなど、表記の統一を計った。

（9）引用は大阪府立中之島図書館蔵『古今集諸抄』（甲和二七九）第三九―四二冊所収本による。

（10）北村季吟古註釈集成別2『古今集序抄』（昭55刊）による。

（11）ここで二種類の注を区別せず、『宗碩聞書』に言及しないのは、初雁文庫本がこの諸抄目録を両序注の終わりに置くことと関係があると思われる。なぜなら『宗碩聞書』は

歌注のみで序注を欠くので、序注においては『十口抄』に『宗碩聞書』の書入はないからである。

〔補記〕

本文中に度々言及した日本大学図書館本をCD-ROMによって披見することができた。論旨の変更は特に必要としないので、本文はそのままとし、引用箇所については一部表記などを改めた。以下では、CD-ROMで判明するかぎりの書誌と、日大本の性格について若干の補足をするものとする。

日本大学図書館蔵（九一一、一〇四―Ki六八）本（「古今集并歌書伝授書」の内）

教端抄　外題

写（元禄十五年北村季吟自筆奥書）　八冊

袋綴。茶色地菊花唐草文様銀繍裂表紙、中央金紙題簽「教端抄　一（―八）」。本の大きさはスケールで見る限り、約二十四×十六糎で、家蔵本より小さい。見返し、菊花唐草文様空押布目金紙。毎半葉八行書。内題なし。朱声点を付す。まれに朱振仮名あり。奥書は後記する。印記、「日本大学図書館蔵」（朱）。

なお、日本大学元理事長佐藤運雄（かずお）氏が昭和三十九年二月十一日付で寄贈した旨の印あり。

数筆による寄合書で、後述の通り、元禄十五年季吟自筆奥書本である。

分冊状況は家蔵本と同一であるが、第一冊より第七冊までを歌注に、第八冊を両序注に宛てている点が異なる。また、「古今教端抄所引用之諸鈔都十一部」を巻一歌注の前に置く。

奥書は左のようである。

第一冊巻二末

第一巻奥書

元禄六年正月廿二日始述二作之一、三月六日書レ了　湖春

第二巻奥

元禄六年四月二日書レ了　湖春

元禄十年九月五日染レ筆而霜月十五日終二此一巻一　季吟

元禄十四年辛巳二月社日書二向南亭梅花下一　再昌院法印

第八冊仮名序末

元禄十四年辛巳十二月廿七日寒梅映レ雪閑窓下書レ之墨付七十一枚

同真名序末

元禄十五年壬午正月上元日終二書写之功一、今日故湖春忌(ママ)月也

再昌院法印季吟七十九歳　朱印有

古今教端抄者雖四家伝之奥秘而子孫／之外堅固不三レ免二他見一、今也川越少将殿此／道之数奇深切以懇望不レ浅、不レ堪二其厚／志之感一而終応二其需一者也、仍加二奥書一早

元禄十五年十一月十八日　再昌院法印（「七松」朱印）

この奥書によれば、季吟は元禄十四年初めから十五年正月にかけて新たに『教端抄』一部を書き終えたことがわかる。この時今までと同じく改稿が行われたと思われる。[12] 日大本はその本に基づいて数人が分担清書したものである。真名序末の季吟の最初の署名が自筆でなく、「朱印有」とあるのがその証である。奥書に見える「川越少将」は柳沢吉保（一六五八～一七一四）で、日本大学図書館が所蔵する『教端抄』を含む「古今集并歌書伝授書」七部十九冊全てが季吟より吉保に与えられた伝授書であり、『教端抄』については元禄十五年七月十二日古今集の再伝受を受けた吉保のために清書が行われたものである。[13]

そしてその清書本に季吟が自ら加証奥書したものがこの日大本である。

さて、日大本の性格について以下に若干考察する。

仮名序の「ちからをもいれずしてあめつちをうごかし」の注について家蔵本と初雁文庫本とを比較したが、日大本はどのようであろうか。この部分、注があまりに長大で全てを引用するのは煩雑であるので、家蔵本と比較しながら、それと大きく異なる時のみ引用することとする。

まず、冒頭の「宗祇云、此段は」と「師説云、古今集より」は日大本も同じで、頭注もやや字句が異なるが存在する。また、『十口抄』を「宗祇云」「十口小書云」とする点は家蔵本と同じである。ただし、日大本は能因、賀茂幸平、卜部兼直のみで小野小町はない。次の「宗祇云、めにみへぬをに神とは」も日大本にあるが、字句がやや異なる。次の「十吟抄云」は日大本にはなく、直接「師説云、紀貫之」へ続く。ここは紀貫之はほぼ

同じであるが、赤染衛門は詳しく、津守国基は逆に簡略である。この部分を引用する。

師説云、（中略）大江挙周おもく煩しに、母赤染衛門、かはらんとおもふ命はおしからでさてもわかれん事ぞ悲しき、頼みても久しくなりぬ住吉のまづ此たびのしるしみせなん、千年よとまだみどりごに有しよりたゞ住吉の松をいのりき、とよみて住吉に奉幣せしに、人の夢に白髪老翁社中より出来て此幣を取て入と見て病平癒云〻猶数多有、津守の国基老もせずして若の浦にとよみて玉津嶋の神感をかうぶりし事等もあるをや衣通姫の（わがせこがの哥の註に引てあり）

次に、「詩大序云」と「これもろこしのうたは」はほぼ同じであるが、「詩大序云」の所に「正義之註如祇註」と頭注がある。

また、日大本には次の「師説、中庸註程子曰」以下がなく、その点初雁文庫本と同じくする。

次に、真名序はどのようであろうか。

こちらは家蔵本と比べて異同が少ない。冒頭の解説部分、注釈部分ともにほとんど同一で、歌注や仮名序注とは様相が異なっている。今解説部分だけ示すことにする。

古今和歌集序　　紀淑望（ノヨシモチ）

此序定家卿の真応本に有て嘉禄本にはなし、此序なき本を冷泉家に用らる、其故は俊成卿用ひ給ひし本とかや、されば真応本にも真名序なき分にして、奥に在といへり、是二条家の證本也、一華抄に基俊朝臣云、貫之仮名序を土代として淑望をして草せしむ、ともに興あるを以優美に堪ず、追入といへり、顕昭法師管見抄、佐〻木高秀の仮名序抄にも真名序を證拠として注せられし事どもおほし、尤祇注にも真名序に注解をくはへて用られ侍ければ、重ねて抄せし物也

さて最後に、引用の諸抄目録について比較する。

日大本は家蔵本と同じく、巻一巻頭にほぼ注釈の成立年代順に列記していて、順序が全て一致している。これが最初の形式なのか、初雁文庫本のように重要視する注釈の順に並べるのが

元来の形式かは判然としない。ただ、ここでも初雁文庫本の独自性は明らかである。

ともあれ、日大本では「古今教端抄所引用之諸鈔都十一部」と題して「管見抄」から始まり、「一華抄」まで十一部を掲げる。ただし、字句の異同はやや多い。最後に、「此外佐〻木高秀の古今序抄をも交へ用」とあるが、これは家蔵本にはない。

もう一つ付言すると、日大本には第七冊末尾に季吟が自らの伝受の系統を述べた回顧の一文があり、注目されるが、あまりに長文であり、ここでは引用を差し控える。

以上、記述が錯雑したので、『教端抄』諸本の成立について、見通しと問題点をまとめてみる。

現在比較の対象となるのは、貞享三年成立の『古今集序抄』（この本の成立年次は疑う余地がない）、真名序末に元禄十二年の奥書を有する初雁文庫本、元禄十五年に柳沢吉保に伝授された日大本、歌注末に元禄十二年五丸様に献上した事実を記し、両序末に元禄十四年奥書を有する家蔵本の四本である。

従来知られていたのは、日大本までの三本で、年代的に先行する『古今集序抄』と最も遅れる日大本が近い関係にあるため、直線的な改稿ではなく、季吟の手元の草稿本からその都度清書されたのではないかとされてきた。

そこで、本稿で紹介した家蔵本を加えるとどうなるであろうか。

家蔵本が日大本に近く、なおかつ異同も相当あることは、すでに記したところである。また、奥書の事実は信ずるに足るものであるが、家蔵本がいつ成立したかは、問題が残る。

また、従来元禄十二年成立とされてきた初雁文庫本も、その年記が家蔵本と相近接していること、真名序末にのみ奥書があり、その成立年次を歌注にまで及ぼせるか不安があることなどら、無条件に元禄十二年成立としてよいかどうか問題がある。ただし、『教端抄』の書名を有する点は考慮すべきであろう。

結局、家蔵本と初雁文庫本の成立年次は確定しがたいと言わざるを得ない。

ただし、初雁文庫本はそれがいつ成立したかに関わらず、『教端抄』諸本中で異色の内容を有することが明白となった。初学向けと思われる頭注や、著しく多い振仮名を見ると、他本とは付与した対象を異にするようである。その一方、整理されて簡潔になったと思われる点もあり、後出本かと疑われる点も

ある。

『教端抄』諸本の奥書を見ると、季吟は高齢にもかかわらず、精力的に自ら改稿、清書をくり返しており、さらに別系統本が出現する可能性がある。後考を俟つところである。

〔補記注〕

(12) 日大本の奥書を家蔵本の両序部分の奥書と比較すると、やや問題が生じる。というのは、ほぼ元禄十四年一年間をかけて教端抄の改稿を試みていた季吟がそれとは別に、七月に両序を清書したことになるからである。ただ、これは宗祇の二百回忌に間に合わせるため、両序を別途急いで清書したと考えればよいであろう。そして、進行中の改稿は予定通り一年間かけて実行されたのであろう。

(13) 柳沢吉保の日記『楽只堂年録』の元禄十五年七月十二日条に「請北村再昌院法印季吟、再伝受古今和歌集口訣（中略）往年既伝受之、然今夏焼亡故復及于此」とあるという。なお、最初の古今伝受は元禄十三年八月二十七日のことであった（『楽只堂年録』『松蔭日記』）。植谷元氏「素龍（上）―楽只堂の学輩達―」（「山邊道」11昭40・5）参照。また、野村氏前掲書708頁以下に詳細な考証がある。

〔付記〕貴重な御所蔵本の調査を許された日本大学図書館（日本大学総合学術情報センター）に謝意を表するものであります。なお、本書を用いて本塾文学研究科（修士課程）平成十八年度春学期「斯道文庫書誌学講座」において演習を行いましたが、その際の説明には多くの誤りがありました。本稿を以て謹んで訂正させていただくものであります。